

野田市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年1月28日

野田市長 鈴木 有

野田市訓令第6号

野田市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

野田市職員被服貸与規程（昭和47年野田市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「野田市職員定数条例（昭和25年野田市条例第39号）第1条に規定する」を削る。

別表保健センター及び子ども保育課に勤務する右欄の職員の項保健師看護師

「
歯科衛生士の中　　白衣　　を
」

「

白衣	に改める。
予防衣	

」

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。